

兵庫県公報

令和4年12月27日 火曜日 第375号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定予定（同）	4
○ まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産漁港課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（但馬県民局）	9
○ 同 上（丹波県民局）	9
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	12
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	13
公安委員会告示	
○ 令和4年兵庫県公安委員会告示第157号（認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定）の一部改正	15
○ 同 上	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

道路運送車両法の一部改正により自動車検査証が電子化されること、道路交通法の一部改正により公安委員会は安全運転管理者を選任する自動車の使用者等に対して是正措置を命ずることができることとなること等に

伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1509号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 収納受託者の所在地及び名称並びに委託した事務

収納受託者の所在地及び名称	委託した事務
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地 株式会社電算システム	県税の収納事務の取りまとめ
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	収納受託者の直営店及び加盟店における県税の 収納事務
東京都港区芝浦三丁目1-21 株式会社ファミリーマート	同 上
東京都千代田区二番町8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同 上
東京都千代田区岩本町3丁目10-1 山崎製パン株式会社	同 上
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社	同 上
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	同 上
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	同 上
東京都千代田区内幸町1-1-1 ビリングシステム株式会社	収納受託者における県税の収納事務
東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	同 上
東京都千代田区紀尾井町1-3 Pay Pay株式会社	同 上

2 委託期間

令和5年1月1日から令和8年1月31日まで



兵庫県告示第1510号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 神戸市立医療センター西市民病院
 所 在 地 神戸市長田区一番町2丁目4番地
 認 定 年 月 日 令和4年12月13日

- 認定の有効期限 令和7年12月12日
- 2 名 称 医療法人浩生会 舞子台病院
- 所 在 地 神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号
- 認 定 年 月 日 令和4年12月13日
- 認定の有効期限 令和7年12月12日
- 3 名 称 偕生病院
- 所 在 地 神戸市西区持子3丁目2番地の2
- 認 定 年 月 日 令和4年12月13日
- 認定の有効期限 令和7年12月12日
- 4 名 称 医療法人純徳会 田中病院
- 所 在 地 尼崎市武庫川町2丁目2番地
- 認 定 年 月 日 令和4年12月26日
- 認定の有効期限 令和7年12月25日
- 5 名 称 公立浜坂病院
- 所 在 地 美方郡新温泉町二日市184-1
- 認 定 年 月 日 令和4年12月26日
- 認定の有効期限 令和7年12月25日



兵庫県告示第1511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和4年12月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	前地区	令和4年12月27日から 令和5年1月16日まで	新温泉町



兵庫県告示第1512号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町上石井字馬場近内1476の1、1478の1、1483の1、字越前1528の2から1528の4まで、1529、1535、1536、1539の3、1542の2、1543、1544の1、1561から1563まで、1563の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬場近内1476の1・1478の1・1483の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字越前1528の2から1528の4まで、1529、1535、1543、1544の1、1536・1563（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1513号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
 - 美方郡香美町小代区佐坊字青野638の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字青野638の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1514号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
 令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 宍粟市山崎町加生字外輪谷山414の1、414の5、414の6、414の9、山崎町市場字外輪谷682の2、682の5、682の8
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字外輪谷山414の5・414の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字外輪谷682の8（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1515号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	兵庫県まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準



兵庫県告示第1516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量（修正測量及び数値図化（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和4年10月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
西脇市及び多可町の各全域



兵庫県告示第1517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、4級水準測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和4年9月5日から令和5年3月22日まで
- 3 作業地域
たつの市龍野町四箇及び大道地内



兵庫県告示第1518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、赤穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
令和4年11月7日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域
赤穂市浜市及び高野地内



兵庫県告示第1519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル500及び地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
西脇市全域



兵庫県告示第1520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和4年8月16日から同月31日まで
- 3 作業地域
養父市大屋町明延地内



兵庫県告示第1521号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年7月25日から同年9月20日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町一丁目地内



兵庫県告示第1522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
令和4年6月9日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
三木市吉川町吉安下地内及び米田地内



兵庫県告示第1523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年7月14日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
三田市全域



兵庫県告示第1524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間
令和4年7月30日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
加西市東剣坂町地内



兵庫県告示第1525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.85号 東山菊水線
- 3 事業施行期間
平成28年3月22日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和4年12月27日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	西脇市下戸田字西城府593番6から 同市上野字芝添349番2まで	旧	7.0から 24.0まで	326.0	
		新	8.0から 33.0まで	326.0	予定地

兵庫県告示第1527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和4年12月27日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇停車場線	西脇市西脇字香良320番4から 同市上野字芝添350番1まで	旧	7.0から 36.0まで	568.0	
		新	18.0から 49.0まで	568.0	予定地

兵庫県告示第1528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
林崎(2) I (139030094)	佐用郡佐用町林崎（別図137のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり

兵庫県告示第1529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三田市	阪神間都市計画生産緑地地区	三田一35生産緑地地区
伊丹市	阪神間都市計画生産緑地地区	天神川1一42生産緑地地区外35地区
明石市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	

兵庫県告示第1530号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 0002号	4.12.16	神崎郡福崎町西田原字宮ノ前1782番4の一部	6.00	28.10

兵庫県告示第1531号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0002号	4.12.15	豊岡市江本字田中433番の一部、434番1の一部	6.00	36.53

兵庫県告示第1532号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03丹波位置 0006号	4.12.14	丹波篠山市宇土字七ノ坪124番1の一部	6.00	36.913

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水明台(5) (118000134)	川西市水明台1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(3) (118000135)	川西市緑台5丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(4) (118000136)	川西市緑台5丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(5) (118000137)	川西市緑台7丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(6) (118000138)	川西市緑台7丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和5年1月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和5年1月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

水明台(1)I(118000020)の項中別図16を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和5年1月4日(水)から同月18日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和5年1月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
令和5年1月4日（水）から同月18日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
令和5年1月18日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市天神町字大歳ノ上 1168番2、1169番1、1169番2、1173番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市栄町256番地  
株式会社永井コーポレーション 代表取締役 永井秀樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年8月16日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8号（4小野）

~~~~~  
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中広字別所62番12
同 市中広字島田川原108番21、108番22、133番59、133番60、144番8、144番9、144番46、144番70、144番88、144番102、144番105
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市加里屋65番地の1
有限会社相友 代表取締役 目木敏彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年11月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-2号（4赤穂）

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市那波野三丁目672番1、672番3、672番4、673番7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分3番地1  
株式会社エルピスホールディングス 代表取締役 藤田織女
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年9月20日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-13号(4相生)

## 公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小西新右衛門

### 兵庫県公安委員会規則第10号

#### 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号ア中「第74条の3第8項」を「第74条の3第9項」に改める。

第2条の2第2項中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面」に改める。

第3条の2第3項第1号中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

第8条中「リヤカー」を「車両」に改める。

第9条中「(昭和26年法律第185号)」を削る。

第9条の5の次に次の1条を加える。

(是正措置の命令)

第9条の5の2 法第74条の3第8項の規定により是正のための必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書(様式第27号の2)によって行うものとする。

様式第1号の注5中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)が記載された書面」に改める。

様式第4号の注5中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)が記載された書面」に改める。

様式第27号の次に次の1様式を加える。

様式第27号の2（第9条の5の2関係）

第 号

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次のとおり是正措置を講ずることを命じます。

|      |  |
|------|--|
| 事業所名 |  |
| 氏名   |  |
| 是正内容 |  |

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

き り と り

|       |      |    |    |   |
|-------|------|----|----|---|
| 交     | 付    | 年  | 月  | 日 |
| 受 領   | 事業所名 |    |    |   |
|       | 氏名   |    |    |   |
| 取 扱 者 | 警察署  | 階級 | 氏名 |   |

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第332号

令和4年兵庫県公安委員会告示第157号（認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定）に係る認定検査実施者について、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第6条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、同規則第8条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 西 新右衛門

- 1 届出に係る認定検査実施者  
学校法人兵庫県自動車学校
- 2 変更に係る事項  
代表者の氏名  
変更前 稲吉純一  
変更後 福本明彦



兵庫県公安委員会告示第333号

令和4年兵庫県公安委員会告示第157号（認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定）に係る認定検査実施者について、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第6条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、同規則第8条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年12月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 西 新右衛門

- 1 届出に係る認定検査実施者  
株式会社阪神ライディングスクール
- 2 変更に係る事項  
変更前  
名称 株式会社アールドライバーズ西北  
住所 兵庫県西宮市山口町名来1225番地1  
代表者の氏名 高士雅次  
変更後  
名称 株式会社阪神ライディングスクール  
住所 兵庫県尼崎市大物町1丁目1番1号  
代表者の氏名 有馬君俊